

OTACO (オタコ) 利用上の注意

● 太田市外へ転出する場合

太田市外へ住所を移す予定がある場合は、**早めに子ども課までご連絡**ください。
連絡がない場合は、通常どおり付与します。

● アプリ版 OTACO をお使いの方へ

【お願い】

アプリ chiica 登録時の**携帯番号・パスワード**の控えをお願いします。ログインの際に入力が必要です。

<よくある質問>

Q(質問)	A(答え)
ロックがかかってしまった	ログインしたままアプリを削除するとアカウントがロックされてしまいます。ロックされた場合は解除申請が必要です。身分証明書と携帯電話をご持参のうえ、市役所5階産業ミライ推進課までお越しいただき、解除申請を行ってください。
機種変更したい	あらかじめ旧端末において、アプリのメニューからアクティベート解除を行ってから新端末でログインしてください。
使えるお店は？	アプリ内トップ画面にある「使えるお店」から確認できます。
※その他の不明点はアプリ内の Q&A からご確認ください。	

● カード版 OTACO をお使いの方へ

【お願い】

OTACO **会員コード**の控えをお願いします。万が一紛失した場合、市で確認できる場合があります。

<よくある質問>

Q(質問)	A(答え)
カードを紛失してしまった	すぐに産業ミライ推進課(0276-47-1918)まで連絡してください。 会員コードの変更が完了した後、子ども課(0276-47-1942)まで連絡してください。

● coinの付与について

園へ給食費お支払い月の、翌月末に支給となります。

【例】

食べた月	支払った月	coin付与時期
4 月分	4 月	5 月末
4 月分	5 月	6 月末

● coinの有効期限について

給食費助成年度の翌年度2月末までとなります。

【例】

年度	coin有効期限
R7 年度給食費分	R9 年2月 28 日
R8 年度給食費分	R10 年2月29 日

※期限が過ぎると失効します。失効した残高やポイントは、返金や現金への換金はできませんのでご注意ください。

● 助成金が過払いとなった場合

認定情報等の変更により助成金が過払いとなった場合は、過払い分を返還していただきます。

【例】

- ・国の副食費免除にさかのぼって該当した場合(助成対象外となった期間が生じた場合)
- ・太田市外への転出について、遡って住民異動の手続きが行われた場合